



子どもが生まれました・・・



子どもが生まれましたら、次の子育て支援制度が受けられます。

本庁 こども家庭課(11番窓口)、子育て支援課(12番窓口)、甌島振興局・各支所 地域振興課で次の手続きをしてください。

【注意事項】

※里帰り出産先の市町村では、手続きはできません。

他市町村で出生届を提出される場合は、手続きを忘れないよう注意してください。



【こども家庭課（11番窓口）での手続き】

| 制度 | 内容 |
|----------------|--|
| 子育て応援券 | <p>お子様の誕生を祝福するとともに、その健やかな成長を願い、市内の登録店舗で買い物などに使用できるデジタル応援券（つんPay）または紙の応援券を支給します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象となるお子様 出生の日から本市に住民登録されているお子様 申請できる方 対象となるお子様（以下「対象児」といいます。）を養育する同居している保護者 申請に必要なもの <ol style="list-style-type: none"> 母子健康手帳（出生届出済証明のあるもの）原本、または出生届の受理証明のいずれか ※ただし、公簿（住民基本台帳）で確認できる場合は不要です。 同居している18歳以上の子または年齢にかかわらず別居している子を養育している場合、その子の資格確認書等（保護者が養育していることがわかるもの。保険者から送付される資格確認書またはマイナポータルの健康保険資格確認情報画面 など）写しで可 ※養育していることが条件であるため、結婚している子、就業などにより自分で社会保険等に加入している子、児童養護施設等へ入所措置されている子などは、出生順位の算定には含めません。 その他、必要と認める書類 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の提示が必要 申請期限 出生日から<u>3か月後の月末まで</u>です。 応援券が使えるお店 赤ちゃんの駅※登録施設のうち、子育て応援券取扱登録済の店舗で使用できます。登録店舗は、随時募集しており、薩摩川内市HP等でお知らせします。 ※赤ちゃんの駅とは、授乳、おむつ替えのどちらか、または両方を行うことができる場所を備えた施設です。 |
| 子育て支援 パスポート | <p>18歳未満の子どもがいる世帯または妊娠中の方が、協賛店でパスポートを提示するといろいろな子育て支援サービスを受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要なもの 母子健康手帳（妊娠中の方） ●対 象 満18歳未満の子どもがいる世帯または妊娠中の方 <p>※スマートフォンでも登録可能です。「鹿児島県 こそぱ」で検索してください。</p> |

詳しくは、薩摩川内市役所 こども家庭課（11番窓口）までお問い合わせください。

〒895-8650 鹿児島県 薩摩川内市 神田町3番22号

Tel 0996-23-5111 内線(2173)

【子育て支援課（12番窓口）での手続き】

| 制度 | 内容 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">児童手当</p> | <p>高校修了前までの子どもを養育している方に児童手当を支給します。 <u>（偶数月の13日に前の2月分を支給）</u> ※13日が土日祝の場合は、直前の平日</p> <p>●手当の月額 3歳未満 15,000円（3人目以降30,000円） 3歳以上高校修了前 10,000円（3人目以降30,000円）</p> <p>●必要なもの (1) すべての方 ① <u>受給者名義の振込先口座のわかるもの（所得の高い方が受給者となります。）</u> ② <u>受給者及び配偶者のマイナンバーがわかるもの</u></p> <p>(2) 該当する方のみ ③ <u>児童のマイナンバーがわかるもの【高校生（18歳）以下の児童と別居の場合】</u> ④ <u>大学生年代の子のマイナンバーがわかるもの</u> 【大学生年代（高校卒業後～22歳以下）の子どもを養育しており、その子どもと高校生以下の児童を合わせて3人以上養育している場合】</p> <p>★★★注意事項★★★ ※児童手当は、申請して市の認定を受けなければ、手当を受けることができません。 <u>出生・転出予定日の翌日から数えて15日以内</u>に手続きをされないと、手当を受給できない月が発生することがあります。お早めにお手続きください。（原則、申請月の翌月分から支給を開始し、年齢到達までの受給となります。） ※公務員の方は、職場での手続きとなります。 ※一部の受給者は、毎年6月に児童手当現況届を提出する必要があります。</p> |
| <p style="text-align: center;">子ども医療費 給付</p> | <p>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの医療費（医療保険自己負担分）を給付します。 県内の医療機関などを受診した際に、マイナ保険証等とともに「子ども医療費給付受給資格者証」を提示することで、窓口負担をゼロにします。 「子ども医療費給付受給資格者証」を掲示しなかったとき、県外の医療機関などを受診したときは、医療機関などが発行した領収書を添えて、受診した月の翌月10日以降、6か月以内に申請することで、後日、給付金を支払います。</p> <p>給付を受けるためには、あらかじめ登録が必要です。</p> <p>●必要なもの (1) 子ども（または子どもを扶養する被保険者）の資格確認書等 （保険者から送付される「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」またはマイナポータル健康保険資格確認情報画面など） (2) 振込先口座のわかるもの（保護者名義） (3) 保護者が市外住民の場合、保護者のマイナンバーがわかるもの</p> |

※もし、ひとり親になったら、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成の手続きが必要です。

※受給資格の消滅（転出等）・変更等が生じた場合も、手続きが必要です。

詳しくは、薩摩川内市役所 子育て支援課（12番窓口）までお問い合わせください。

〒895-8650 鹿児島県 薩摩川内市 神田町3番22号

Tel 0996-23-5111 内線（2364・2365・2366・2367）